

防 災情報 (避難指示等とは)について

【問合せ】総合防災課

(田沢湖庁舎) ☎(43)1115

今回、7月の秋田豪雨災害や8月の大雨が続いたことから、市が市民の皆さまに避難を促す「避難指示等」についてご説明します。

用語の定義をご理解いただくとともに、今後の避難行動の参考にしてください。

自主避難と避難指示等

● 自主避難／市からの避難指示等の発令を待つことなく、身に危険が切迫していると個々に感じた時に市民自らが避難所に避難することです。

● 避難指示等／左記のとおり

強制力	区分	内容
弱い	避難準備・高齢者等避難	天候の悪化が予想され、今後の避難勧告・避難指示を行う可能性が高いと判断される際、特に避難に時間を要する災害時要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児等)に対して避難を呼びかけるものです。
	避難勧告	各種の災害発生による人的被害のおそれのある時に市民に対して避難を呼びかけるものであり、関係する世帯が避難の対象となります。発令する区域は、概ね行政区画ごとに発令します。
強い	避難指示(緊急)	避難勧告より状況がさらに悪化し、緊急避難を要する時や既に災害を感知し、著しく危険が切迫し、速やかに市民の緊急避難を要すると市が判断した時に行う市の最高行政指示です。

秋田豪雨災害(7月22・23日)の発令概要
市は、現地を巡回している消防団からの報告により、土砂災害の危険が迫っている松木内字相内地区の3世帯6人に「**避難指示**」を7月23日の午前5時20分に発令しました。

その後、秋田地方気象台長から今後の大雨に関する特別警報の発令を検討している連絡が入ったため、危険が迫っていること、市民周知を含めて午前7時20分に市内全域10667世帯、27275人に「**避難勧告**」を発令、その後、さらに土砂災害の危険度の高い10地区350世帯861人に避難に関する行政指示でもっとも強い「**避難指示**」を発令し避難を促しました。

大雨対応時(8月24・25日)の発令概要

市は、降り続く今後の大雨の影響を踏まえて、危険が予想される市内の土砂災害ハザードマップ内の危険箇所21か所の行政区全体(954世帯2157人)に対して、8月24日午後8時50分に「**避難勧告**」を発令しました。

その後、西木町松木内字松葉の斜面崩落を踏まえて、8月25日午前2時20分に、斜面崩落近くの危険が迫っている住家に限定して「**避難指示**」を発令しました。



旭山神社下法面崩落(8月24日・25日の大雨で崩落)・西木町松木内字松葉

農 地転用による農業振興地域除外・編入申請受付のお知らせ

【問合せ】農山村活性化課 (西木庁舎) ☎43-2206

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途(住居、工場、資材置場、駐車場等)に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていることが必要となっています。

- 除外要件／▶ 農用地区域以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること ▶ 除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと ▶ 周辺の担い手等の農用地の利用の集積に支障がないこと ▶ 土地改良施設(農道や水路等)に支障を及ぼさないこと ▶ 土地改良事業を実施中の区域でないこと、実施済みの場合は完了後8年以上経過していること ※除外要件など詳しい内容については、お問い合わせください。

● 受付期間／9月19日(火)～10月18日(水)

空 き家に付属する農地」の取得等に係る下限面積要件緩和について

【問合せ】農業委員会事務局

(西木庁舎) ☎(43)2209

● 下限面積について／農地の売買や贈与・貸し借りをする場合に、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。

許可基準のひとつに受け手(買い手、受贈者、借人)の許可後の耕作面積(経営面積)が「原則として北海道2ヘクタール、都府県50アール以上になること」という規定があります。これは経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

平成21年12月施行の改正農地法により、この下限面積(50アール)が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で別段の面積を定めることができるようになりました(農地法第3条第2項第5号)。そして、農林水産省通達(「農業委員会の適正な事務実施について」20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)により、農業委員会は毎年この下限面積について検討することになっていきます。

平成28年5月11日開催の平成28年度第6回仙北市農業委員会総会において、農地法第3条第2項第5号の規定する別段面積について、仙北市内全域の別段の面積を10アールに設定することとし、平成28年5月11日に告示しました。「空き家に付属した農地」の取得等に

仙北市空き家に付属した農地取扱いフローチャート

1. 仙北市空き家に付属した農地への指定申請方法

【農地所有者より申請】

- ① 空き家に付属した農地指定申出書(様式第1号)
- ② 仙北市空き家登録情報制度に登録されていること
の確認書(様式第2号)

担当
地方創生・
総合戦略室



農地指定申出書に基づく調査(現地確認等)	担当 農業委員会事務局
農業委員会総会案件(毎月7日前後)※1	
空き家に付属した農地の指定(もしくは未指定)の決定	
公示(申請者への結果を通知)	
地方創生・総合戦略室へ指定(未指定)の結果回答	

2. 農業委員会の農地売買等の申請方法

【農地所有者、農地譲受者双方による申請】

農地の譲受人が下限面積10アールをクリアしている。

NO

遊休農地の解消や定住促進を図るための「仙北市空き家情報登録制度」を介しての農地取得希望者のみを対象とし、遊休農地につながることを防ぐために申請時に誓約書等の提出をする。(譲り受けに必要な申請書類)
① 耕作する旨の誓約書(様式第3号)※2
② 農用地利用計画書(様式第4号)
③ 農地等の売買契約書(写)ほか

YES

農地所有者(譲渡人)と譲受人の双方で農地法による第3条申請(毎月25日締切)※1

農業委員会総会(毎月7日前後※1)で審査

農地法等による第3条許可

※1 休日等によって、日程を変更する場合がありますので、事務局へお尋ねください。
※2 取得した農地を継続して耕作する旨の誓約書(誓約書の期間は5年間)

る住宅を希望することも多くなっています。農地の権利取得において農地法第3条による制限がされています。このことから、8月4日開催第9回仙北市農業委員会総会において、「空き家に付属する農地」の取得等に係る下限面積要件緩和について、今後本市への定住促進と地域の活性化、遊休農地の有効利用および解消などに寄与するとの結論を得て、総会において承認され、8月7日に告示しました。

● 別段の面積の適用期日／平成29年8月7日から適用します。

(8月7日以降に開催される仙北市農業委員会総会で適用となります)

● 別段の面積の運用／今後、仙北市内において、「仙北市空き家情報登録制度」に登録された農地については、「空き家に付属した農地」とし、農業委員会が1筆ごとに指定した農地の下限面積について「空き家に付属した農地」に限定した設定面積として1アールとします。

なお、空き家に付属した農地指定申出書などの手続きについては、左記フローチャートを参考にしてください。

今年度も

除排雪や雪下ろし費用の一部を助成します

【問合せ】長寿支援課(西木庁舎) ☎(43)2281

自力で除雪することが困難な高齢者世帯等に対して除排雪や雪下ろしの費用の一部を助成することにより、冬期間、安心して生活ができるよう支援することを目的とします。

仙北市高齢者世帯等除雪支援事業

- 利用対象者／仙北市に住所を有し現に居住している市県民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯とします。ただし、別居の親族や近隣からの支援がある世帯や生活保護世帯は除きます。
 - ▼ 75歳以上のひとり暮らし世帯
 - ▼ 同居者全員が75歳以上である世帯
 - ▼ 身体障害者手帳1級～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護3～5認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯等
 - ▼ 75歳以上の方と身体障害者手帳1級～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護3～5認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯等
 - ▼ その他特別な理由のある方で市長が認めた世帯(担当民生委員か行政連絡員の意見が必要)
- 対象となる作業と助成額／
 - ▼ 住宅から公道までの除雪・排雪(平成29年12月から翌年3月まで)：2万円
 - ▼ 住宅屋根の雪下ろし(仙北市内6地区割)①上松木内地区、②松木内地区、③西明寺・

平成30年度採用の仙北市病院事業(市立角館総合病院)の職員を追加募集します

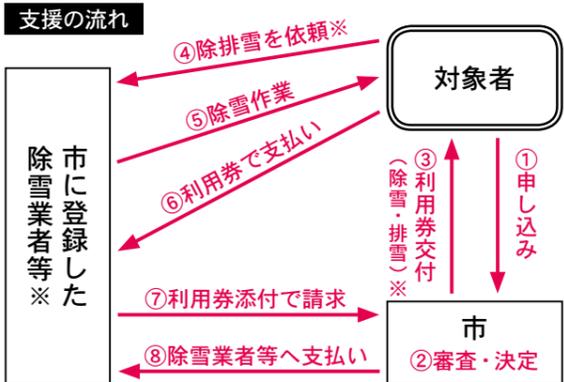
【問合せ】市立角館総合病院総務管理課(角館町岩瀬) ☎(54)2111

- 職種・採用予定人数・受験資格／
 - ▼ **【薬剤師】** 2人程度
 - ▼ 新卒者：平成30年4月1日現在満35歳未満の方で、平成30年3月卒業見込みの学生であり、薬剤師免許取得見込みの方
 - ▼ 経験者：平成30年4月1日現在満35歳未満の方で、現に薬剤師免許を有し、保険医療機関等で薬剤師業務の経験がある方
 - ▼ **【臨床工学士】** 1人程度
 - ▼ 新卒者：平成30年4月1日現在満30歳未満の方で、平成30年3月卒業見込みの学生であり、臨床工学士免許取得見込みの方
 - ▼ 経験者：平成30年4月1日現在満35歳未満の方で、現に臨床工学士免許を有し、保険医療機関等で臨床工学技士業務の経験がある方
 - ▼ **【助産師】** 2人程度
 - ▼ 新卒者：平成30年4月1日現在満30歳未満の方で、平成30年3月卒業見込みの学生であり、助産師免許取得見込みの方
 - ▼ 経験者：平成30年4月1日現在満30歳未満の方で、現に助産師免許を有し、保険医療機関等で助産師業務の経験がある方
 - 試験内容／▼医療従事者として必要な基礎知識に関する試験(専門

神代地区、④田沢地区、⑤生保内地区、⑥角館地区)として、市で調査したそれぞれの地区積雪量が概ね100cmを超え、今後増加が見込まれる場合に交付)：1万5000円

※費用が利用券の額を上回った場合は、差額分の実費を利用者が除雪業者等に支払うこととなります。

- 申込み／長寿支援課、各地域センター、出張所窓口にある申請書に必要事項を記入のうえ、最寄の窓口へ提出してください。
- 申込期間／10月2日(月)～翌年3月



※③積雪量が概ね100cmを超え、今後も増加が見込まれる場合、地区割ごとに追加で利用券(雪下ろし)が交付されます。
※④登録業者等の一覧は利用決定通知と一緒にお知らせします。

上 記録雪支援に協力できる登録業者等を今年度も募集します

【問合せ】長寿支援課(西木庁舎) ☎(43)2281

自力で除雪することが困難と認められた高齢者世帯等に、除排雪や雪下ろしに係る費用の一部を助成し、冬期間安心して生活ができるよう支援することを目的とする事業です。この除雪支援に協力できる登録業者等を募集します。

- 事業の登録業者等／
 - ①仙北市内に住所を有する法人(例えば、シルバー人材センター、株式会社、有限会社、公益社団法人、社会福祉法人等)
 - ②会則を有する団体または個人事業者等(町内会、地域運営体、ボランティア団体、老人クラブ等、個人業者として建築業、大工、左官、塗装、水道、ガス会社等、または個人)
- 市はこの事業における作業事故およびもめごとに関する責任を負いません。
- 登録先／長寿支援課に「登録届」様式がありますので、直接、長寿支援課窓口で登録申請してください。
- 登録有効期間／登録証を通知した日から当該年度の3月31日までとします。ただし、市長または登録業者等から特段な意志表示が行われなるときは、更新したものとみなします。(平成26年度以降、登録された業者等は更新したものとします)



平成29年度仙北市職員(校務員)採用試験のお知らせ

【問合せ】総務課職員係(田沢湖庁舎) ☎(43)1111

- 試験区分／**【校務員】**
 - ▼ 採用人数／若干名
 - ▼ 勤務地／市内小・中学校
 - ▼ 職務内容／学校内外の環境整備およびその他の業務
 - ▼ 採用年月日／平成30年4月1日予定
 - ▼ 受験資格／昭和33年4月2日以降に生まれた方で普通自動車等運転免許の資格を有する方
 - ▼ 試験／日時／11月5日(日)10時30分～試験受付
 - ▼ 場所／仙北市役所田沢湖庁舎(仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30)内容／作文試験、口述試験(個別面接)
- 申込用紙の請求／申込用紙・受験案内は、9月20日(水)から、田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎・西木庁舎は地域センターで交付します。郵便請求の場合は、封筒の表に「職員(校務員)採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角型2号サイズ)を必ず同封して、総務課職員係へ郵送してください。なお、普通郵便の事故および電子メールによる請求には対応できません。
- 申込手続／申込書と自己紹介書に所要事項を全て記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1枚を貼って、総務課職員係あてに提出してください(郵送可)。なお、角館・西木地域センターでは、受付しません。
- 申込受付期間／9月22日(金)～10月19日(木)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く、8時30分～17時15分)郵送の場合は、10月19日(木)必着に限ります。
- 申込先／仙北市総務部総務課職員係 ☎014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

夜間納税窓口を開設します

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご相談ください。

● 日時／9月29日(金)17時15分～19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前に連絡ください。

● 場所／税務課、角館・西木地域センター

ター(正面玄関からお入りください)

- 平成29年10月2日(月)納期限の税目／固定資産税 第3期
- 国民健康保険税(普通徴収) 第3期
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第3期
- 口座振替も納期限と同日ですので、前日まで通帳の残高をご確認ください。
- 日までに口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課、地域センターにご相談ください。